

大竹市監査公表第10号

令和元年度定期監査及び行政監査の結果の報告に対し、当該結果に基づき講じた措置の内容について、大竹市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月9日

大竹市監査委員 薬師寺 基 夫  
大竹市監査委員 網 谷 芳 孝



別紙

## 令和元年度定期監査及び行政監査の結果に対する措置状況について

令和元年度定期監査及び行政監査の結果（令和2年5月28日付け大竹市監査公表第2号）に対する措置状況について、措置が未完了の指摘要望事項について継続して措置状況の報告を求めた結果、次のとおり措置が講じられました。

### 【共通指摘要望事項】

#### 3 誤りのない仕組みづくりに関すること

##### （1）事務マニュアル及びチェックリストの活用について

毎年繰り返し行われる各種辞令の交付においては、事務マニュアルに沿ったチェックリストを活用することが有効であるが、未整備若しくは実態に即した改善が見過ごされることで、同じ過ちが繰り返されかねない事案が見受けられた。このことは、前年度の共通指摘要望事項においても指摘してきたところである。

事務マニュアルどおりの手順になっていない事例として、全庁的な現金取扱員及び物品取扱員等の辞令交付事務において、各課からの内申があった日以降の日付で処理されることなく、毎年4月1日に遡る事務処理が繰り返されている事案が見受けられた。現金等の取り扱いが行われていない期間を遡る必要性はないものと考えられる。

会計課においては、当該事務の手順が事務マニュアルシートの記載内容（「内申が会計に出た以降で市長に起案する」）のとおりになっていないので、併せて実態に即して改善を要する。

なお、人事異動発令時に現金取扱員等の任命が必要な場合は、内示段階で準備しておき、その身分が有効となった日付で辞令書を交付することができないか、実態に即した事務改善を検討されたい。

本市行財政システム改善推進本部においては、「行財政改革の実施計画」に沿って、事務マニュアルなどの活用・改善率の向上に向けて取り組みを進めているところである。引き続き全庁的に改善に向けての意識が浸透するよう努められたい。

#### 措置状況（令和2年6月23日付け回答）

行財政システム改善推進本部において、「行財政改革の実施計画」に沿って、事務マニュアルなどの活用・改善率の向上に向けて取り組みを進めているところである。

事務マニュアルシートの改善については、定期的に周知したり、人事異動時期に引き継ぎ等への使用について周知したりしている。引き続き、周知等を行う。

#### 措置状況（令和2年7月15日付け追加回答）

人事異動発令時の現金取扱員等の任命については、異動内示段階で、任命事務の

準備を行い、その身分が有効になった日付で辞令書が交付できるように事務改善を進める。

また、物品取扱員については、設置場所及びなるべき者の職を規則で規定するため、会計規則を改正中である。

#### **措置状況（令和3年2月16日付け再回答）**

令和2年7月8日付けで事務マニュアルシートの活用について通知した。

令和3年4月1日付けの人事異動に合わせて、3月に再啓発する予定である。

現金取扱員の任命については、会計課から通知する年度末の事務取扱の注意事項に記載し、異動内示の段階で、任命事務の準備を行うように周知する。

また、物品取扱員については、設置個所及びなるべき者の職を規則で規定するため、会計規則の改正を検討している。

#### **措置状況（令和3年6月28日付け再々回答）**

規則改正済（令和3年4月1日施行）

### **【個別指摘要望事項】**

#### **●健康福祉部地域介護課**

#### **○地域支援係**

#### **1 地域包括ケアの推進に関すること**

##### **（2）地域福祉における見守り体制の在り方について**

上下水道局において、平成26年4月に検針先の相手方と接触して以降、2年以上連絡が取れていないことに気付いたが、その情報が地域介護課に提供されないままであった。さらに1年5か月が経過した後、保健医療課の健康増進係が、特定健診の受診を勧めるため同人宅を訪問した際に異常に気付き、自宅介入して死亡していることを確認できた。

生活困窮者等の見守りのために、事業者等と包括連携協定の締結を進める取り組みは評価できるが、庁内部署の連携を高める働きかけについても取り組まれない。

また、見守り体制の在り方を分析して問題点を抽出・改善するなど、今後の見直しも検討されたい。

#### **措置状況（令和2年6月23日付け回答）**

見守り体制全体の在り方について、改善すべきことは適宜見直しを行う。また、庁内部署間での連携を高めるために関係部署と定期的に情報交換を行うべく検討し、併せて庁内での見守り体制の周知を行う。

#### **措置状況（令和3年2月16日付け再回答）**

定期的な情報交換については検討中だが、連携が必要となった際には、庁内だけ

ではなく関係機関も含めた情報共有や事例会議を実施している。

#### **措置状況（令和3年6月28日付け再々回答）**

今年度から、重層的支援体制整備事業による健康福祉部内での連携強化を図る取り組みを開始し、組織や人事配置の変更までを視野に入れた協議を行っている。また、支援が必要な人への速やかで確実かつ分かりやすい多機関連携が取れる体制づくりにも取り組み、併せて、引きこもりや生活困窮者への支援体制も検討している。社協と知仁会には、市と共に中核機関となってもらうように働きかけている。

### **●会計課**

#### **○会計係**

##### **1 備品の保管に関すること**

備品検査については、会計規則第135条第3項に「毎年1回以上検査しなければならない。」と規定されている。その結果を担当課長に通知して、所在不明となっている備品については、調査の上、適切な手続きを求めているところであるが、会計課が実施した備品検査の結果表を見ると、処理結果欄と完了日欄が空白となっており、事務処理が未了のまま完結していないと見受けられる。

所在が特定できないケースもあり得るので、期日を定めて、担当課に報告を求めするなど適切に指導されたい。

また、備品検査の実施状況を聴き取りしたところ、計画的に実施されている形跡が見受けられない。検査対象となる部署の備品件数が膨大であることは理解できるが、検査対象の年間件数を平準化するなどにより、検査の実行性を確保されたい。

#### **措置状況（令和2年6月23日付け回答）**

備品検査により、所在が特定できないケースについては、今後は指摘のとおり適切な事務処理に努める。

また、備品検査が計画的に実施できるよう会計規則を改正中である。

#### **措置状況（令和3年2月16日付け再回答）**

計画的に備品検査が実施できるよう会計規則の改正を検討している。

#### **措置状況（令和3年6月28日付け再々回答）**

現行の規則では毎年1回以上全課を検査する規定となっていたが、人員的、時間的にも困難なため、随時検査が実施できるよう規則改正をした。（令和3年4月1日施行）また、検査の実行性を確保するため、年度毎に実施対象課を定めた備品検査実施計画を作成し、計画的に検査が行える体制を整備した。